

障がい福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い（岡崎市）

1 対象

< 障害者総合支援法 >

障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設設置者、地域相談支援事業者、計画相談支援事業者、移動支援事業者、日中一時支援事業者、地域活動支援センター設置者、福祉ホーム設置者

< 児童福祉法 >

障がい児通所支援事業者、障がい児入所施設設置者、障がい児相談支援事業者（以下、「事業者等」という。）

2 報告を要する事故等

事業者等は、次の ~ の場合、報告を要する。

|  | 報告事項区分                    | 報告内容説明  |
|--|---------------------------|---|
|  | サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケガの程度は外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。事業者側の過失の有無を問わない。<br/>                 擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。</li> <li>・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。</li> <li>・「サービスの提供による」とは、送迎、通院中も含むものとする。</li> <li>・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。</li> </ul> |
|  | 食中毒及び感染症の発生               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・疥癬、インフルエンザ、結核、ノロウイルス、その他の感染症が発生した場合とする。<br/>                 重篤な患者が発生した場合や通常の発生動向を上回る場合に限る。</li> <li>・関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする。</li> </ul>  |
|  | 職員(従業者)の法令違反、不祥事件等の発生     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の処遇に影響があるものとする。<br/>                 （例：利用者からの預かり金の横領等）</li> </ul>   |
|  | その他、報告が必要と認められる事故の発生      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・例：利用者等の保有する財産を滅失させた。<br/>                 例：サービス提供中に行方不明になった。 等</li> </ul>  |

### 3 報告の方法

事業者等は、事故等が発生した場合、速やかに「障がい福祉サービス事業者等事故等報告書」を提出する。

報告先で既に定められた様式がある場合は、それを用いても差し支えない。

急を要する場合は、電話にて第一報を報告すること。

必要に応じ、その後の経過について、順次報告すること。

### 4 報告先

事業者等は、事故等が発生した場合、次に掲げる機関へ報告をする。

事業者等を指定する県又は市町村

利用者の支給決定をしている市町村

事業所が所在する市町村

個人情報の取扱いに十分注意すること。